

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和7年3月24日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業（地域における産学官連携）委託業務

### (2) 業務の目的

北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンで目指す道内の半導体エコシステムの構築に向けて、地域の産学官関係者のニーズや課題等を踏まえた取組を実施し、産学官の関係者間のネットワーク構築・強化を図る。

### (3) 実施時期

契約の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

## 2 業務の内容

### (1) 産学官連携の取組支援

地域における半導体に関連する産学官連携の取組を支援し、関係者間のネットワークを構築・強化すること。

#### ア 参画主体

地域の企業・経済団体・産業支援機関（産）、高等教育機関（学）、自治体（官）関係者（以下、「地域関係者」という。）とし、産学官すべての参画を必須とする。

また、地域のニーズに応じて、半導体の製造・ユースケース、地域経済の活性化等に詳しい外部の専門家の参画も可とする。

#### イ 取組テーマ

道が策定した「北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン」に掲げるめざす姿の実現に向けた4つの方針（「半導体関連産業の集積」、「イノベーションの創出」、「人材の安定供給」、「地域経済の活性化」）に関連したテーマを設定する。

#### ウ 取組内容の検討

地域関係者への事前ヒアリングを通じて、地元のニーズや課題等を把握し、実施すべき取組の内容を検討する。検討の際には、「半導体」を取組のテーマに組み入れ、地域をどのように発展させていくべきかという視点を含めるものとする。

取組内容の決定に当たっては、地域関係者と意見交換を行い、合意を得ることとする。

#### エ 取組の実施

上記ウによる調整を踏まえ、地域関係者が主体となった検討グループ等を組織し（既存のグループ等も可とする。）、取組を実施する。

なお、取組例は以下のとおりである。

#### (取組例)

- ・高等教育機関の産学官連携部門と連携し、半導体のユースケースを切り口とした、地域経済活性化策の検討

- ・地域産業の強みや特性を活かした、半導体関連企業の誘致や地域関係者による半導体関連産業への参入検討
- ・高等教育機関における半導体関連分野<sup>※1</sup>の人材育成<sup>※2</sup>を通じた、地域関係者による地域経済活性化策の検討
  - ※1 半導体製造に関するものに加え、半導体のユースケース（DX・数理・データサイエンス・AI等）に関するものもテーマに含む。
  - ※2 地域創生分野の人材育成を行う高等教育機関と連携する取組も可とする。
- ・上記取組成果の地域関係者への周知

オ 実施地域

4 地域程度

カ 実施期間

令和8年2月中旬頃まで

## (2) コーディネーターの配置

上記(1)の業務を行うコーディネーターを配置すること。

ア 役割

地域における産学官連携の取組の企画や関係者との連絡調整等の主体となる。

イ 名称

「半導体産学官連携コーディネーター」とし、対外的に道の委託事業のコーディネーターであることが分かるよう、下記の例を参考に名刺等に記載する。

(例：半導体産学官連携コーディネーター（北海道委託事業）)

ウ 人数

数名程度

エ 対象者

以下のいずれかに該当する者とする。

- ・過去に産学官連携や地域創生の支援を行った実績があるなど、産学官連携に関する知見を有する者。
- ・半導体の製造または半導体のユースケース（DX・数理・データサイエンス・AI等）に関する知見を有する者。
- ・道内の企業、高等教育機関、自治体、支援機関等に関する知見やネットワークを有する者。

## (3) 連携会議の開催

道と受託者、コーディネーターによる連携会議を定期的で開催し、上記(1)に係る業務の進捗状況を報告・共有するとともに、効果的な産学官連携の進め方などを検討すること（月1～2回程度の開催を目安とする）。

## (4) その他上記(1)から(3)に付随する業務

## (5) 報告書の作成

受託者は本事業の成果について、令和8年（2026年）2月27日（金）までに報告書を作成し、紙媒体（2部）及び電子媒体（1部）で提出すること。

### 3 留意事項

(1) 道経済部次世代半導体戦略室が実施する令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業（半導体関連産業の集積に向けた参入促進）委託業務をはじめ各事業と連携して実施すること。

#### (2) 再委託の禁止

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

①委託業務をそのまま全部再委託する場合

②委託業務の主要な部分を再委託する場合

③本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託をさせようとする第三者の称号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく受託者は変更の届出を提出するものとする。

①再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

②再委託することに合理的な理由があるとき。

③再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（再委託をする相手方の称号または名称及び住所、業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

#### (3) その他

その他の具体的内容については、別途、道及び受託者が協議の上、決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正・変更が加えられる場合がある。また、業務の実施に当たっては、道と十分に協議しながら実施すること。

### 4 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

- キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- ケ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

## 5 企画提案の審査基準

- (1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容
- (3) 業務遂行手法の妥当性
- (4) 道施策との整合性

## 6 手続き等について

### (1) 担当部局

北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室(担当：高道、川合、坂根)

[連絡先]

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

電話 011-206-9093 (ダイヤルイン) FAX 011-232-1105

電子メールアドレス semiconductor.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp

### (2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

- ア 交付期間公告の日から令和7年4月17日(木)まで  
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
- イ 交付場所 (1)の場所で交付する。

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和7年4月17日(木)午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)
- エ 提出部数 1部
- オ 作成方法 令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業(地域における産学官連携)委託業務参加表明書作成要領による。

### (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和7年4月24日(木)午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 9部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの：8部

提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成方法 令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業（地域における産学官連携）  
委託業務企画提案書作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

7 企画提案書に関するヒアリングの実施

(1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

(2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、ヒアリングの前に委員による書類選考を行う。

(3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。

(4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

8 最良の提案をした者の選定方法

提出された企画提案書のヒアリングを通じて、予め定めた審査基準及び審査方法に基づき提案内容を評価し、特定者を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(3) 企画提案の採否については、別途、文書により通知する。

(4) 提出された書類等については返却しない。

(5) 企画提案書を提出期日までに提出しない場合は企画提案の参加意思がないものとみなす。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(8) 審査結果及び特定者名は公表する。

(9) 詳細は企画提案指示書による。